

事 務 連 絡
令和 6 年 11 月 25 日

各都道府県・市町村 生活保護制度担当課（室）
各都道府県・市町村 生活困窮者自立支援制度担当課（室） 御中
各都道府県・市町村 ホームレス自立支援担当課（室）

厚生労働省社会・援護局
保護課
地域福祉課生活困窮者自立支援室

年末年始における生活困窮者支援等に関する協力依頼について

平素より、厚生労働行政の推進につき、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、現下の物価高の影響が続く中、年末年始を迎えることとなります。

保護の実施機関及び自立相談支援機関においては、これまでも年末年始等における生活困窮者支援等に適切に御対応いただいているものと承知しておりますが、こうした状況の中、居所を失った又は失うおそれのある方その他の生活に困窮した方への迅速な対応が必要となることが考えられますので、下記の点について、適切に御対応いただくようお願いいたします。

記

1. 年末年始の相談体制等の確保

年末年始の間、必要な相談対応を適切に実施できるよう、当該期間中の相談体制や連絡体制の確保について、管内自治体や委託事業者等の関係機関と連携し、地域の実情に応じて御対応ください。特に、ホームレスや終夜営業店舗等に滞在する不安定居住者（外国人含む。）からの相談等に対して、一時的な宿泊施設等における入所支援を行うなど、ホームレス自立支援担当課（室）や自立相談支援機関、公共施設等の管理者をはじめとする関係機関との連携についても、必要に応じて御検討ください。

2. 生活保護制度における年末年始対応の留意点等

生活保護制度においては、改めて別紙を御参照の上、適切に御対応いただくとともに、年末年始直前に福祉事務所に相談があった場合に、支援が途切れることのないよう、御配慮くださ

い。この際、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むよう、また、都道府県におかれては、不適切な対応を把握した場合には御指導いただきますよう、重ねてお願いいたします。

なお、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置については、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和 29 年 5 月 8 日社発第 382 号厚生省社会局長通知）に基づき実施いただいているところですが、この措置の対象者は、「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問 13-32 にお示ししているとおりですので、御留意ください。

3. 生活困窮者支援団体等が実施する支援の情報提供

年末年始に生活困窮者支援団体等が各地域で実施する宿泊場所や食事の提供等の支援活動について、NPO法人ホームレス支援全国ネットワークより情報提供いただく予定ですので、追ってお知らせします。

各自治体においては、こうした年末年始の対応について、必要に応じ、ホームページに掲載する等、住民の方へ周知いただきますよう、お願いいたします。

○ 関係通知抜粋

- ① 「生活保護法に係る保護金品の定例支給日が地方公共団体等の休日に当たる場合の取扱いについて」（平成4年10月12日社保第55号厚生省社会局保護課長通知）

生活保護に係る保護金品の支給日については、各実施機関において特定の支給日（以下「定例支給日」という。）を定めており、定例支給日が地方公共団体又は金融機関の休日（以下「休日」という。）に当たる場合の取扱いは実施機関により異なっているところであるが、より一層の受給者サービスの向上を図るため、定例支給日が休日に当たる場合は、支給日を繰り上げ、その直前の休日でない日とすることが望ましいと考えられるので、管下実施機関及び関係機関に周知徹底を図り、平成4年12月までにその実施ができるよう、御配慮願いたい。

なお、保護費の会計年度が4月1日から翌年3月31日までと区分されていることとの関係上、4月の定例支給日が休日に当たる場合であって、前記の方法によると前月に支給すべきこととなるときは、4月の最初の休日でない日に支給すべきものとなるので、念のため申し添える。

- ② 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）（抄）

第2編 問28（休日、夜間における受診確保）

問 休日、夜間等の福祉事務所閉庁時において急病のため受診する必要性が生じた場合、医療券がないため一時的に医療費の支払いを余儀なくされることも予想されるが、その対応策はどのようにすればよいか。

答 福祉事務所閉庁時において急病になった場合は、とりあえず指定医療機関で受診し、翌日速やかに傷病届を提出して当該医療機関に医療券又は診察依頼書を届けることになるが、設問のような事態に対応するため、あらかじめ地域の医師会等と協議し、適切に受診できるような措置を講じておくことが適当である。

- ③ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）（抄）

第10 保護の決定

問2 土曜日の夕方急病で入院した要保護者から月曜日に保護の申請があったが、土曜日にさかのぼって保護を適用して差しつかえないか。

答 医療扶助の適用については、設例の場合のように、急病等のため申請遅延につき真にやむを得ない事情のあったことが立証される場合には、必要最小限度で申請時期からさかのぼり保護を開始して差しつかえない。

④ 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）（抄）

第1編 第13 その他 3 外国人保護 問13-32（外国人保護の適用対象と実施責任）

問 外国人の保護の適用対象及び実施責任について教示されたい。

答 外国人（日本国籍を持たない者をいう。したがって無国籍の者を含む。）は法第1条及び第2条により法の適用対象とならず、法による保護は受けられないが、昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知により、当分の間法による保護等に準ずる取扱いをすることとされている。

対象となる外国人は、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない「永住者」、「定住者」等の在留資格を有する外国人である。

具体的な在留資格等としては

- ① 「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第2の在留資格を有する者（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者）
 - ② 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号。以下「入管特例法」という。）の特別永住者
 - ③ 入管法上の認定難民
- である。

なお、入管法別表第1の5の特定活動の在留資格を有する者のうち日本国内での活動に制限を受けないもの等の上記①～③以外の者について疑義がある場合には、厚生労働省に照会されたい。

外国人保護の実施責任は、入管法に基づく在留カード又は入管特例法に基づく特別永住者証明書に記載された住居地を基準として定めることとされ、この点で法による保護と異なる取扱いを受けるのである。